

大洲市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

実施事業者募集要項

募集期間:令和7年9月1日(月)~10月3日(金)

【担当部署】

大洲市市民福祉部子育て支援課

電話:0893-24-5718

電子メール: kosodateshienka@city.ozu.ehime.jp

1 募集概要

大洲市では、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施する事業者を募集します。

(1) 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。

(2) 事業開始日

令和8年4月1日

(3) 事業実施施設

保育所、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園、認可外保育施設、地域子育て支援拠点事業所等であって、「大洲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準を満たす施設。

2 応募要件

次の要件全てを満たす事業者とします。

- (1) 応募時点において、大洲市内で認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園、認可外保育施設、地域子育て支援拠点等を運営するもの。
- (2) 役員、理事又は事業所等の代表が、大洲市暴力団排除条例(平成23年大洲市条例第22号)に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (3) 事業開始日までに実施体制が整っていること。
- (4) 明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障すること。
- (5) 安定的な経営、その他事業を適正に履行する見込みがあること。

3 事業内容

(1) 対象となるこども

保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども(利用日時点を基準とする。)

(2) 実施方法

本事業の実施方法は、次のとおりとします。

- ア 一般型(在園児合同):専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法
- イ 一般型(専用室独立実施):専任職員を配置し、専用室で預かる方法
- ウ 余裕活用型:定員の範囲内で既存の職員配置で在園児と合同(同じ部屋)で預かる方法

(3) 利用方法

「こども一人あたり月10時間」の利用を限度とし、時間単位で実施するものとします。

利用にあたっては「定期利用」もしくは「自由利用」または「両方」を設定し、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、利用乳幼児の受入れをすること。

- ・定期利用:利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
- ・自由利用:利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

国が基盤整備するシステム(総合支援システム)により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理は施設が行います。

(4) 事業実施時間等

事業実施日及び事業実施時間は事業者において定めることとします。

(5) 支援計画

こどもの育ちに関する長期的な見通しをもった全体的な計画と、こどもの集団における育ちに着目した個別計画を作成し、日々の保育の状況を記録すること。(利用乳幼児の行動記録等については、総合支援システムでの記録を想定しています。)

(6) 障害児、医療的ケア児、配慮が必要な児童・家庭の受入れ

障害児、医療的ケアを必要とするこども、配慮が必要な児童やその保護者が当該事業を円滑に利用できるような提供体制の整備に努めること。利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、大洲市に報告するとともに、関係機関との連携に努めること。

(7) 設備、職員基準実施方法

実施方法	設備基準	職員基準
一般型	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室 満2歳未満の乳幼児のうちほふくしないもの 1人につき3.3㎡以上 ・ほふく室 満2歳未満の園児のうちほふくするもの 1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置基準 0歳児3人につき1人 1・2歳児6人につき1人 ・資格 乳児等通園支援従事者(保育士又は乳児等通園支援に従事する職員として町が行う研修を修了した者)であり、1/2以上が保育士
余裕活用型	<p>保育所、認定こども園、又は家庭的保育事業等を行う事業所の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置基準 施設ごとの配置基準により、在園するこども、当事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した職員数 ・資格 乳児等通園支援従事者(うち、家庭的保育事業及び小規模Cにおいては、保育士。小規模B、小規模型事業所内保育事業においては、2/3以上が保育士)

4 単価及び加算

以下の表は令和7年度事業の単価(こども一人1時間あたり)となります。令和8年度については、公定価格により決定する予定のため、国から詳細が示され次第、別途お知らせします。

【基本分】		【加算分】	
年度当初の年齢	単価	対象	加算額
0歳児	1,300円	障害児	400円
1歳児	1,100円	要支援家庭の子ども	400円
2歳児	900円	医療的ケア児	2,400円

5 必要提出書類

- (1) 乳児等通園支援事業認可申請書(様式第1号)
- (2) 欠格事由に該当しない旨の誓約書(参考様式1)
- (3) 理事、監事、評議員の名簿(参考様式2)
- (4) 責任者及び幹部職員(施設長)等の履歴書(参考様式3)
- (5) 職員名簿(参考様式4)
- (6) 収支予算書(参考様式5)
- (7) 実施計画書(参考様式6)

※(1)～(7)以外に、添付書類一覧により、必要書類を御提出ください。

6 応募方法

持参又は郵送により各一部提出してください。併せて下記メールアドレス宛に電子データでの提出もお願いします。

7 認可決定時期

令和8年2月頃

※大洲市子ども・子育て会議での意見聴取後に決定します。

8 お問い合わせ・申込先

〒795-8601

大洲市大洲690番地の1

大洲市市民福祉部子育て支援課 保育幼稚園係

電話 0893-24-5718

メールアドレス kosodateshienka@city.ozu.ehime.jp